

個々の取締役・監査役の選任指名理由

たわらぐち まこと 田原口 誠 取締役会長	当社及び事業子会社の港湾運送事業部門の担当役員を歴任し、現在は取締役会長として取締役会議長を務めており、当社の取締役会長として相応しい経験と能力を有している。
こ が ひろぶみ 古賀 博文 代表取締役社長	当社入社以来、財務経理部門及び企画部門の管掌役員を経て、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しており、当社の代表取締役として相応しい経験と能力を有している。
お だ な か お さ む 小田中 修 代表取締役専務取締役	情報システム担当の執行役員、事業子会社の副社長を歴任し、現在は人事・HR・広報・ITを管掌する専務取締役を務めており、当社の代表取締役として相応しい経験と能力を有している。
な か や ま の ぶ お 中山 信夫 代表取締役専務取締役	当社入社以来、海外子会社社長や当社リスク管理部長を歴任し、財務経理部門担当の執行役員を経て、現在は専務取締役(財務経理・リスク管理管掌兼最高財務責任者兼コンプライアンス責任者)を務めており、当社の代表取締役として相応しい経験と能力を有している。
お が わ り よ う じ 小川 良司 取締役上級執行役員	航空事業、ロジスティクスシステム事業、総務人事法務を担当する執行役員を歴任し、現在は総務・法務を管掌する取締役を務めており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有している。
ま す だ た か よ し 増田 孝義 取締役上級執行役員	事業子会社の役員および当社不動産事業担当の執行役員を歴任し、現在は不動産事業を管掌する取締役を務めており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有している。
ご う は ら た け し 郷原 健 取締役上級執行役員	事業開発部長、経営企画室長および事業子会社の役員を歴任し、現在は戦略営業・事業開発・事業管理を管掌する取締役を務めており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有している。
き の う ひ ろ し 木納 裕 取締役	営業部門の執行役員、事業子会社の役員を歴任し、現在は事業子会社の代表取締役社長を務めており、当社の取締役として相応しい経験と能力を有している。
ふるはしまもる 古橋 衛 社外取締役	自動車会社の取締役を長年務め、会社経営者としての豊富な経験を踏まえた幅広い識見による適切な助言を行っている。取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定している。
なかの たいざぶろう 中野 泰三郎 社外取締役	飲料会社の取締役を長年務め、会社経営者としての豊富な経験を踏まえた幅広い識見による適切な助言が期待される。取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定している。
さ さ お しんいちろう 笹尾 新一郎 常任常勤監査役	当社グループでの経営経験に基づく、グループの事業に関する後半で深い知識・見識を有しており、当社の監査役として相応しい経験と能力を有している。
みやした のりお 宮下 紀夫 常勤監査役	金融関係で蓄積した深い経験と知識を生かして、業務部長及び広報室長として実力を発揮し、グループ事業会社の経営管理本部長として会社全体の管理体制の整備に尽力してきたことから、監査を通じて当社グループの企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンス向上のための活躍が期待できる。
きくち まおこ 菊地 麻緒子 常勤社外監査役	東京地方検察庁検事に任官し、その後弁護士として米国及び国内の法律事務所で会計法等企業法務を専門として活躍し、また日本マイクロソフト株式会社ではグローバル企業の日本法人の経営に携わる等、その国内外での幅広い経験と知識により、監査を通じ当社グループの企業経営の健全性、透明性及びコンプライアンスの向上のための助言が期待できる。また、取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定している。
すどう おさむ 須藤 修 社外監査役	会社法等関連法規を専門とする弁護士として、その識見に基づく当社グループのガバナンスの健全性や透明性に関する有意義な助言を行っている。取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定している。
おざわ もとひで 小澤 元秀 社外監査役	過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、複数の監査法人にて代表社員を、また、日本公認会計士協会の退職給付会計専門委員会委員も歴任される等、公認会計士として長年第一線で活躍されており、同氏の専門である国際会計に立脚した識見により、海外関係会社を含め当社グループ全体について、財務の健全性や正確性の観点から監査業務を行っている。取引所の規制等に沿って判断し、一般株主と利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定している。